

○丹波篠山市桜ビジョン推進会議設置要綱

令和7年3月31日

要綱第10号

(設置)

第1条 丹波篠山市桜ビジョン（以下「桜ビジョン」という。）に基づき、丹波篠山市の木（平成16年篠山市告示第2号）であるサクラを市民が愛し、楽しみ、見守り続けることで、美しく咲くサクラが未来につながる「市民みんなでつくるオンリーワンのサクラの里」実現に向けた取組を推進するため、丹波篠山市桜ビジョン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 桜ビジョンの推進に関すること。
- (2) その他推進会議設置の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員11人以内をもって組織する。

- (1) ささやま桜協会の構成員
- (2) 丹波篠山市自治会長会の構成員
- (3) 丹波篠山市造園組合の構成員
- (4) 丹波篠山市商工会の構成員
- (5) 一般社団法人丹波篠山市観光協会の構成員
- (6) 公募市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 前2項において、委任状を提出した委員は会議に出席したものとみなし、議事を決する場合は、委任状によって指名された者が代理してその可否を示すものとする。
- 5 会議は、会長の判断により、書面又はオンライン等の方法により開催することができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 推進会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、観光交流部が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。